（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
［6　略］	［6　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

改正後	改正前
（法第二十八条第一項及び第二十九条の人口） **第三条**　法第二十八条第一項及び第二十九条に規定する人口は、国勢調査令により調査した令和二年十月一日現在における人口の確定数とする。ただし、当該人口の確定数が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項又は第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したときは、その人口とする。 **附　則** （福島県双葉郡楢葉町等に係る人口の特例） **第五条**　福島県双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に、令和二年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）とする。 ２　福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による福島県の人口は、第三条の規定にかかわらず、令和二年の国勢調査の結果による福島県内の各市町村（前項に規定する市町村を除く。）の人口の確定数の合計数に前項に規定する市町村の特例人口の合計数を加えた数とする。	（法第二十八条第一項及び第二十九条の人口） **第三条**　法第二十八条第一項及び第二十九条に規定する人口は、国勢調査令により調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条第一項又は第百七十七条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県又は市町村の人口を告示したときは、その人口とする。 **附　則** （福島県南相馬市等に係る人口の特例） **第五条**　福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する法第二十八条第一項の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による当該市町村の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）とする。 ２　福島県に対する法第二十九条の規定の適用については、当分の間、最近の国勢調査の結果による福島県の人口は、第三条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果による福島県内の各市町村（前項に規定する市町村を除く。）の人口の合計数に前項に規定する市町村の特例人口の合計数を加えた数とする。

改正後	改正前
当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）	常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）
昼間人口から常住人口	昼間人口から常住人口
同項の人口	同項の人口
平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口の確定数に特例率を乗じて得た人口（以下この項において特定特例人口という。）	特例昼間人口から特例人口
特例昼間人口から特定特例人口	特例人口
特例人口	